

第2回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

目 次

連結注記表	1
個別注記表	19

第2回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類」の連結注記表及び「計算書類」の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://kufu.co.jp/>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

株式会社くふうカンパニー

(証券コード：4399)

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

株式会社オウチーノ

株式会社Seven Signatures International

株式会社みんなのウェディング

株式会社Da Vinci Studio

株式会社保険のくふう

株式会社アールキューブ

株式会社Zaim

株式会社くらしにくふう

くふう少額短期保険株式会社

株式会社くふうキャピタル

KCC 1号投資事業有限責任組合

株式会社くふうキャピタル、KCC 1号投資事業有限責任組合については、新規設立に伴い、ふくろう少額短期保険株式会社については、株式を取得したことにより連結子会社としたため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、ふくろう少額短期保険株式会社は、2020年4月1日付でくふう少額短期保険株式会社へ商号変更しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSeven Signatures International, a Hawaii Corporationは決算日が12月31日、株式会社Zaimは8月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超える場合においては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、連結子会社の決算日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えない場合においては、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社の株式会社オウチーノ、株式会社Seven Signatures International、株式会社アールキューブ他1社は決算日を12月31日から9月30日、株式会社フルスロットルズは決算日を3月31日から9月30日に変更しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 有価証券

その他有価証券

(営業投資有価証券含む)

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ii たな卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ポイント引当金

投稿促進等を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

その支出の効果の及ぶ期間（10年～20年）にわたって、定額法により償却しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動資産「その他」に含めて表示しておりました「販売用不動産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の流動資産「販売用不動産」は124,374千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保に供している資産

販売用不動産	218,417千円
計	218,417千円

② 上記に対する債務

短期借入金	150,000千円
計	150,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 126,588千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	17,936,586株	80,875株	一株	18,017,461株

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び株数

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
第1回新株予約権	普通株式	47,175株
第2回新株予約権	普通株式	30,600株
第3回新株予約権	普通株式	84,575株
第6回新株予約権	普通株式	144,500株
第7回新株予約権	普通株式	307,500株
合 計		614,350株

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

- (3) 配当に関する事項
該当事項はありません。

- (4) 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2020年4月1日付で、連結子会社株式会社フルスロットルズの株式を追加取得いたしました。この株式追加取得等により、当連結会計年度において、資本剰余金が354,761千円減少し、当連結会計年度末において資本剰余金が4,314,178千円となっております。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。また、投資活動に伴う資金が必要な場合は、銀行借入により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

また、短期借入金及び長期借入金は、運転資金に必要な資金調達を目的としたものであり、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

(単位：千円)

項目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,989,186	1,989,186	—
(2) 売掛金	315,166		
貸倒引当金(※1)	△5,452		
	309,713	309,713	—
資産計	2,298,899	2,298,899	—
(1) 買掛金	52,772	52,772	—
(2) 短期借入金	232,540	232,540	—
(3) 未払法人税等	179,138	179,138	—
(4) 長期借入金(※2)	1,132,000	1,132,000	—
負債計	1,596,451	1,596,451	—

(※1) 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定分を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

時価については、元金利の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の返還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	1,989,186	—	—
売掛金	315,166	—	—
資産計	2,304,352	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	232,540	—	—	—	—	—
長期借入金	194,040	297,240	269,990	224,490	146,240	—
負債計	426,580	297,240	269,990	224,490	146,240	—

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 240円69銭

1株当たり当期純損失 5円27銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(募集新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行)

当社は、2020年11月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対し、下記の通り、新株予約権 (以下、「本新株予約権」) を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して、公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

1. 新株予約権の募集の目的

当社は、2020年2月14日に「募集新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行に関するお知らせ」として、第7回新株予約権の発行を公表し、対象者へ付与しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い当社グループの業績目標を変更していることから、改めて、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権を引き受ける者は、第7回新株予約権の放棄を前提としております。本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数から、放棄される第7回新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数を控除した数は、発行済株式総数の0.75%に相当します。

本新株予約権は、あらかじめ規定する業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値、株主価値の増大に資するものと認識しております。そのため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は、合理的な範囲にとどまるものと認識しております。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 本新株予約権の名称

第8回新株予約権

(2) 申込期間

2020年11月13日から12月22日まで

(3) 割当日

2020年12月23日

(4) 払込期日

2020年12月23日

(5) 募集の方法

第三者割当の方法により割当てる。

(6) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式412,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株）とする。ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、第11項の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(7) 本新株予約権の総数

4,120個

(8) 本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金73円

(9) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

①各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

②払込金額は、当初910円とする。ただし、払込金額は第11項に定める調整に服する。

(10) 新株予約権の行使条件

①各新株予約権者は、2023年9月期におけるEBITDA及び株式報酬費用の合計額が、一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権の全て又は一部を第13項に定める期間において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

業績判定水準：EBITDA及び株式報酬費用の合計額が2,000百万円を超過していること

なお、上記におけるEBITDA及び株式報酬費用の合計額の判定においては、2023年9月期の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに株式報酬費用を加算した額を参照するものとする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDA及び株式報酬費用の合計額の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役ににて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他当社取締役会又は取締役会が委任した社内機関が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(11) 払込金額の調整

①割当日後、当社が当社普通株式につき、次の（i）又は（ii）を行う場合、払込金額をそれぞれ次に定める算式（以下、「払込金額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

（i）当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（ii）当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 払込金額調整式に使用する「時価」は、本項②に定める「調整後払込金額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ii 払込金額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、払込金額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

②調整後払込金額を適用する日は、次に定めるところによる。

本項①（i）に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、

当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

本項①（ii）に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

本項①（i）及び（ii）に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

払込金額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、第6項に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付する再編対象会社の各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第9項に従って定められる調整後払込金額を基準に組織再編行為の条件等を勘案のうえ合理的に決定される価額に本項③に従って定められる当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

第13項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第13項に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第16項に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ⑧その他交付する再編対象会社の新株予約権の行使の条件
第10項に準じて決定する。
- ⑨交付する再編対象会社の新株予約権の取得事由及び条件
第15項に準じて決定する。

(13) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2024年1月1日から2025年12月31日までとする。

(14) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(15) 本新株予約権の取得

①以下の（i）、（ii）、（iii）、（iv）、（v）、（vi）又は（vii）の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、権利者は未行使の割当新株予約権を法令上可能な範囲で放棄したものとみなし、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権1個あたり払込金額と同額で新株予約権を取得することができる。

（i）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ii）当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

（iii）当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

（iv）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（v）本新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は、当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

（vi）普通株式の併合（株式の数に1株に満たない端数が生ずる場合に限る）

（vii）当社の株主による株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める場合に限る。但し、同条第3項に定める新株予約権売渡請求を伴うものを除く）

②本新株予約権の全て又は一部が行使条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が、本新株予約権の全て又は一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(16) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げる。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(17) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(18) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(19) 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額は、本新株予約権1個当たり73円とする。なお、当該金額は、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより、業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額レンジ（株価910円、権利行使価格910円、ボラティリティ70.44%、権利行使期間（2024年1月1日～2025年12月31日）、リスクフリーレート0.105%、配当率0.0%、市場リスクプレミアム8.6%、対市場 β 1.465、クレジットコスト2.42%等）を参考に、当該評価額レンジの範囲内で決定したものである。

(20) 新株予約権の割当てを受ける者及び数（予定）

当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員 30名 4,120個

（取得による企業結合）

当社は、2020年11月12日開催の取締役会において、株式会社キッズスター（以下、「キッズスター」）の株式を取得し子会社化するための株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

名称	株式会社キッズスター
事業の内容	ファミリー向けデジタルコンテンツ事業

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、常に新たな事業領域の展開を検討しつつも、ライフイベントに関するテーマを中心に、社会変化に対応する多様なメディアの開発と、くらしを豊かにするサービスの提供に注力しております。

ユーザーのライフステージの変化とニーズへの対応をより一層強化していくことを目指して、新たに当社グループの事業領域として「子ども関連事業」を開始します。同時に、370万のファミリーが利用する社会体験アプリ「ごっこランド」を軸に、ファミリー向けデジタルコンテンツ事業を展開する株式会社キッズスターをグループに迎えるべく、当社支配株主である穂田誉輝からの株式取得を要請するに至りました。

当社のグループ支援機能の活用による徹底したユーザーファースト視点のメディア構築・運営、テクノロジーとデザインの力によるサービス開発、並びに管理業務の強化・効率化等を通じて、同社の持続的な成長と新規事業の創出を支援すると共に、当社グループの新たな収益源の獲得を目指してまいります。

③ 企業結合日

2020年12月中予定（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得する議決権比率

50%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価（現金）： 400,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

(営業投資有価証券含む)

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、有限責任事業組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を総額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 6年～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の流動資産「短期貸付金」は286,609千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 965千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権 1,156,539千円

短期金銭債務 1,579,591千円

(3) 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

株式会社みんなのウェディング 392,000千円

株式会社おうちのくふう 20,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（損益計算書に掲記しているものを除く）

営業取引による取引高

営業収入 332,080千円

営業支出 Δ 59,129千円

営業取引以外の取引高

営業取引以外の取引高（収入分） 10,330千円

営業取引以外の取引高（支出分） 1,182千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,901株	450株	一株	2,351株

(注)自己株式数の増加は、単元未満株式及び端株の買取によるものです。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損 94,877千円

貸倒引当金 49,107千円

未払費用 2,422千円

繰越欠損金 42,520千円

その他 1,902千円

繰延税金資産小計 190,829千円

評価性引当額 Δ 190,829千円

繰延税金資産合計 一千円

繰延税金負債 一千円

繰延税金資産の純額 一千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

会社等

会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)1	科目	期末残高 (千円)
株式会社 みんなのウェディング	所有 直接 100.0	連結子会社	資金の借入 (注)3	1,226,065	関係会社長期借入金及び短期借入金	4,358,131
			借入の返済 (注)3	590,000	—	—
			業務支援料 (注)2	138,420	売掛金	13,200
			保証債務 (注)5	392,000	—	—
株式会社アー ルクューブ	所有 直接 100.0	連結子会社	利息の受取 (注)3	1,202	—	—
			資金の貸付 (注)3	378,373	短期貸付金	136,543
			貸付の返済 (注)3	320,239	—	—
			資金の借入 (注)3	259,825	関係会社長期借入金及び短期借入金	180,000
			借入の返済 (注)3	79,828	—	—
株式会社 オウチーノ	所有 直接 100.0	連結子会社	資金の借入 (注)3	262,039	関係会社長期借入金及び短期借入金	960,594
			借入の返済 (注)3	50,000	—	—
株式会社Seven Signatures International	所有 直接 100.0	連結子会社	利息の受取 (注)3	7,141	その他流動資産	2,420
			資金の貸付 (注)3	527,200	短期貸付金	591,370
			貸付の返済 (注)3	20,500	—	—
			債権放棄 (注)4	114,155	—	—
			担保の受入 (注)6	192,550	—	—
株式会社おう ちのくふう	所有 直接 100.0	連結子会社	資金の貸付 (注)3	203,840	短期貸付金	203,840
			貸付の返済 (注)3	12,067	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高のうち売掛金には消費税等が含まれております

2. 業務支援料については、一般的な取引条件を参考に決定しております。

3. 当社は、CMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しており、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しており、CMS以外の貸付による取引額は総額を記載しております。なお、金利については市場金利を勘案して決

定しています。

4. 子会社である株式会社Seven Signatures Internationalの支援を行うため、同社に対する貸付金のうち、114,155千円について債権放棄を行っております。
5. 当社は、株式会社みんなのウエディングの銀行借入に対して債務保証を行っております。
6. 当社の銀行借入金に対し、子会社である株式会社Seven Signatures International所有の不動産の担保提供を受けております。なお、担保提供料の支払いは行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	237円08銭
1株当たり当期純損失	25円10銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2020年11月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対し、下記の通り、新株予約権(以下、「本新株予約権」)を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して、公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

概要は、連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」を参照下さい。

(取得による企業結合)

当社は、2020年11月12日開催の取締役会において、株式会社キッズスター(以下、「キッズスター」)の株式を取得し子会社化するための株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。

概要は、連結注記表「7. 重要な後発事象に関する注記」を参照下さい。

10. その他の注記

該当事項はありません。